

職員撮影による大阪狭山市公式 Instagram 掲載事業者募集要項

1 趣旨

大阪狭山市公式 Instagram を活用し、市内に店舗をもつ飲食店又は小売店等の特色ある取組みや提供品の情報発信を行うことで、市内の事業者の認知度向上を図るとともに、地域経済の活性化、魅力発信を図るものです。

なお、本事業における市公式Instagram の運用は、大阪狭山市ソーシャルネットワークサービス運用方針に基づき実施します。

2 応募要件

応募にあたっては、以下の(1)~(7)のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 大阪狭山市(以下、「市」という。)内で営む店舗であること。
- (2) 本事業の趣旨に賛同し、投稿後も継続的に営業を行う意思があること。また、提供品等を安定的に提供できること。
- (3) 市税について未納がないこと。
- (4) 飲食物やサービスなど被写体となる提供品代や、撮影当日に配置いただく店員の人件費など撮影時に必要な費用をご負担いただけること。
- (5) 撮影した写真・情報の選定、記事の作成、投稿のタイミング、最終的な投稿の可否等は市に一任いただけること。
- (6) 撮影日時調整に柔軟に対応いただけること。また、撮影当日は市職員(2名程度)の来店・撮影に協力いただけること。
- (7) 以下の(ア)~(カ)のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団または同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者
 - (ウ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - (エ) 公序良俗に反する事業を営む者
 - (オ) 法令等に違反する疑いがある者、または行政指導等を受けている者
 - (カ) その他、市が情報発信を行うことが不適切と認める者

3 応募方法

以下の電子申請フォームに必要事項を入力の上、市役所産業にぎわいづくりグループあてに電子申請してください。

(URL) <https://logoform.jp/f/j7O6m>

4 審査・決定

市は申し込みの内容を審査し、応募要件を満たすと判断した事業者(以下、「取材対象事業者」という。)のみに、電話・メール等により決定の連絡を行います。選定されなかった場合は通知を行いませんので、あらかじめご了承ください。また、選定理由のお問い合わせにはお答えできません。

なお、応募多数の場合は、事業の趣旨に照らし、市が総合的に判断します。

5 掲載までの流れ

- | | |
|--------------|--|
| ① 応募 | 事業者が電子申請フォームから申し込みを行います。 |
| ② 審査・選定 | 市が要件確認および審査を行います。 |
| ③ 結果通知 | 取材対象事業者にのみ、市から連絡します。 |
| ④ 撮影日調整 | 撮影日時を市と取材対象事業者で調整し、決定します。 |
| ⑤ 撮影 | 市職員が取材対象事業者の店舗等(市内に限る)において撮影を行います。
撮影に必要な準備及び協力をお願いします。 |
| ⑥ 撮影写真の審査・選定 | 撮影写真のクオリティ等を確認のうえ、市公式 Instagram へ投稿する事業者(以下「投稿対象事業者」という。)を決定します。 |
| ⑦ 記事作成・投稿 | 市公式 Instagram(@osakasayama_official)において、「フィード投稿」「リール」「ストーリーズ」等の機能を活用して店舗名、所在地、営業時間等の基本情報などを発信します。 |

6 著作権及び肖像権

- 市職員が撮影した写真・動画等の著作権は市に帰属します。市 Instagram の他、ホームページ、市広報誌、その他市が管理する SNS 等においても活用する場合があります。
- 撮影に際し、店員等が被写体となる場合は、取材対象事業者の責任において、事前に本人の同意を得てください。
- 店舗名、商品名、ロゴ等に商標権その他の権利が設定されている場合、取材対象事業者の責任において使用許諾を得てください。
- 市は、決定事業者の求めに応じて、撮影した写真・動画等のデータを取材対象事業者へ提供します。取材対象事業者は、提供を受けた写真・動画等を取材対象事業者自身の広報宣伝活動に使用することができます。ただし、市のイメージを損なう恐れのある宣伝・営業行為は行わないでください。

7 注意事項・免責事項

- 市は、本事業に参加したこと、又は参加できなかったことによって事業者に生じるいかなる損害についても、一切責任を負いません。
- 本事業への参加費用は無料です。ただし、飲食物やサービスなど被写体となる提供品代や、撮影当日に配置いただく店員の人件費など撮影時に必要な費用は事業者負担となります。市職員への撮影に係る費用(出張費や謝礼等)は発生しません。
- 市は、取材後であっても、撮影写真のクオリティ等の検討の結果、最終的に投稿をしない場合があります。
- 投稿のタイミングは市が決定します。「〇月〇日に投稿してほしい」等の希望には応じられません。また、

Instagram 運営会社のシステム運用状況やサービス変更等により、予定どおりの投稿ができない場合があります。

- 投稿後であっても、事業内容の変更、閉店、不祥事等により不適切と判断した場合は、予告なく投稿を削除することがあります。
- 市は、予告なく本事業の内容変更や中止をする場合があります。
- 取材対象事業者が市から提供を受けた写真・動画等を使用したことにより生じたトラブルや損害について、市は一切責任を負いません。
- 投稿内容に関して第三者との間でトラブルが生じた場合、投稿対象事業者の責任において解決してください。市は一切責任を負いません。

8 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項については協議するものとします。

9 問い合わせ先

大阪狭山市役所 市民生活部 産業にぎわいづくりグループ

電 話 : 072-366-0011(代表)、072-360-4264(直通)

電子メール : sangyou@city.osakasayama.osaka.jp